国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン(骨子)

G7伊勢志摩サミットにおいて、我々G7首脳は、国際保健を前進させるため次の具体的な行動をとることにコミットする。

1 公衆衛生上の緊急事態への対応強化のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャー(国際保健の枠組み)の強化

- WHO 改革:公衆衛生上の緊急事態の備えと対応において世界保健機関(WHO)が中心的役割を果たすべきであり、ワン WHO アプローチを含め、改革を強く求め、支持。
- 資金メカニズム: WHO による迅速な初動体制を可能とする緊急対応基金(CFE)への支援を国際社会に要請。世界銀行によるパンデミック緊急ファシリティ(PEF)立ち上げの公式発表を歓迎し、G7を含む国際社会に支援を招請。CFEを含む関連資金メカニズムとPEFとの調整の確保や、全ての国による感染症に対する予防と備えの向上を要請。
- 世界的な公衆衛生上の緊急事態に際しての連携のためのアレンジメント: WHO と国連人道問題調整事務所(OCHA)に対し、公衆衛生上の緊急事態に際しての関係機関間の連携のためのアレンジメントを検証・強化・公式化し、9月の保健大臣会合でこれらの進捗を報告するよう招請。
- 公衆衛生危機に対する予防と備えの強化:世界健康安全保障アジェンダ(GHSA)を含め、WHO の国際保健規則(IHR)履行促進に改めてコミット(76 か国・地域に対する支援提供,合同外部評価の活用等)。バイオ脅威に対する能力強化の取組を歓迎。公衆衛生危機に対する備え・予防のための資金動員の重要性を認識し、この点について世界銀行の国際開発協会(IDA)等との議論を期待。

2 強固な保健システムと公衆衛生危機へのより良い備えを有したUHCの達成

- UHC達成に向けた保健システム強化の調整と支援:
 - 個別の疾病対策を含め、UHC達成に向けた取組を調整する国際的枠組みの強化の必要性を強調、「UHC2030」の設立を支持(政治的モメンタムの醸成、関連指標の認識醸成、説明責任の確保等)。UHCを分野横断的に促進する特使構想につき国連事務総長と協議。
 - 脆弱性が高い低所得国(LICs),低中所得国(LMICs)において,グローバルファンド(GF)や GHSA 等の枠組みを活用し、被支援国現場での取組の連携を強化。特に、中期的な国家保健計画の策定・調整、政策立案能力の強化等、保健システム強化の取組を具体的に支援。 WHO のプログラムや世界銀行のアフリカにおける UHC 推進の取組を歓迎。
 - 重大な感染症対策や保健システム強化に重要な役割を果たすGFの第5次増資会合の成功 を支持し、目標達成に向けた各国の支援を要請。全ての国に対し保健に対する国内資金動 員を求める。
- 全ての人々に対する生涯を通じた保健サービスの確保:
 - 保健システム強化に重点を置きつつ, 妊産婦, 新生児, 子ども, 若者の健康改善の取組を強化。権利と健康の統合的アプローチ, 様々な健康サービスへの普遍的アクセス格差の解消の重要性に, 関心を惹起。
 - 脆弱な状況や紛争下を含め、女性・女児等のニーズに基づく対応の価値を認識し、G7間で優良事例の共有や「仙台防災枠組み 2015-2030」の活用等を実施。費用対効果の高い感染症

対策として予防接種の重要性や、母子健康手帳の活用、ポリオ撲滅の目標達成へのコミットメントを再確認。栄養不良に対する国際的取組を活性化(SUN、成長のための栄養サミット)。

- ジカウイルス感染症の拡大阻止等に向け WHO の取組を支持, その他関係者と協働。
- 多分野にわたるアプローチを通じ、健康的かつ活動的な高齢化をG7国内及び世界で推進、WHO の取組を支持し、各国・地域の行動計画の策定を促進。OECD の報告も踏まえ、日本開催の関連フォーラム等を通じて、知見・経験を共有し、途上国を支援。

3 薬剤耐性 (AMR)対策の強化

- **多分野による「ワンヘルス・アプローチ」と各国の協力強化**: G7のこれまでのコミットメントに基づき、WHOのグローバル・アクション・プラン等に沿って多分野の協調によるワンヘルス・アプローチを促進、AMRに関する国家薬剤耐性サーベイランスシステムの構築・調整に向け、協調と支援を強化。
- AMR国家行動計画の策定・履行支援:WHO・FAO, OIE等やアジアAMR東京閣僚会議のコミットメントと連携、本年の国連総会時のAMRに関するハイレベル会合2016を支持し、他国のAMRに関する国家行動計画の策定・履行を支援。
- 抗微生物剤の有効性の温存: 抗微生物剤の有効性を国際公共財として認識し、その有効性を保持することを優先(情報共有、規制面の連携促進、意識の向上、国際協力の推進等)。合理的使用とともに、安全かつ効果的で品質が保証された抗微生物剤のアクセスを確保。市場の失敗への対処等を、G20を含めた国際社会と共有。

4 研究開発とイノベーション

- 必要だが市場原理の働いていない疾患対策の研究開発(R&D)及びイノベーション:
 - 貧困に関連した疾患(PRDs)及び顧みられない熱帯病(NTDs)に着目し、医薬品の開発及びアクセス促進の政策を履行、インセンティブの付与やグローバルヘルス技術振興基金(GHIT)等の官民パートナーシップの促進、研究開発のマッピング、研究機関間等の連携強化、医薬品の薬事規制面での協力を促進。
 - インセンティブ付与や資金調達を通じたAMR対策の研究開発を促進, 既存の研究協調イニシアティブを活用, 国際的に協調した臨床試験の促進を検討, 新規抗微生物剤の開発促進に向けた薬事規制面での協力を促進。
- 公衆衛生上の緊急事態時の医薬品の R&D 促進:公衆衛生危機時の R&D を加速させるメカニズムの重要性を認識, WHO 等による取組・議論を歓迎, 既存のパートナーシップの活用によるワクチン開発につき検討, 新興感染症の科学的に強固な臨床試験の促進。
- 活動的な高齢化のための研究開発とイノベーション:生涯を通じて健康的な高齢化をもたらす 研究開発の重要性を認識(脳機能についての持続的研究・国際連携促進,脳科学分野の公 的資金による研究成果の共有,優良事例の共有,医療・ICT・ロボット支援の統合による家族 や社会の負担軽減等)。
- 保健分野における一層の研究開発・イノベーションの促進: 秘匿性やその他の法的及び倫理的制約を保護しつつ保健データの利活用を可能とする重要性等を確認し, G7間で取組・経験を共有。研究開発に肯定的な環境の促進, 医薬品・医療へのアクセス, 持続的な保健システムを巡る課題について, G7保健大臣会合での意見交換を歓迎。IAEA による原子力科学・技術の応用事業を含め国連関連機関等による革新的な措置を通じた国際的な取組を歓迎。